

富田林市電子入札心得

(目的)

第1条 この心得は、本市が富田林市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札等（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号。以下「規則」という。）、富田林市下水道事業会計規則（令和7年富田林市規則第17号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、本市の指示に従い、円滑な入札に協力するとともに、公正な入札の執行を妨害するような行為をしてはならない。
- 3 施行令第167条の4第1項の規定に該当するものは、入札に参加することができない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者に入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(システムの利用等)

第4条 システムを利用できる者は、入札参加資格審査申請を行い、審査に合格した者又はその者から入札、見積り及び契約に関する権限について委任を受けた者とする。

- 2 前項で規定する者は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、本市に使用しようとするICカードの登録（利用者登録）を完了しておかななければならない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は規則第94条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者は契約を締結しないときは、違約金として入札書記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5に相当する額を本市に納めなければならない。

(入札等)

第6条 入札参加者は、入札に際し、当該入札に係る図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む）、契約書案及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札に係る公告又は公表（以下「公告等」という。）において定められた期間内に、入札参加申請書等を入札書と同時にシステムにより提出しなければならない。

3 入札書の記載金額については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かにかかわらず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載するものとする。

4 入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる内訳書並びに入札参加資格を確認するための書類を提出しなければならない。

5 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(入札参加資格の審査)

第7条 本市は、前条第2項による入札参加申請書等の提出があったときは、入札参加資格の有無について審査を行うこととし、開札後に入札参加資格の審査を行うこととする項目にあっては開札後所定の期日までに必要書類の提出を求め、事後審査を行う。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、差し換え又は撤回をすることができない。

(入札方式の変更及び入札の取りやめ等)

第9条 本市がやむを得ない事由により電子入札での入札が困難と認めた場合は、従来の紙媒体を使用して執行する入札（以下「紙入札」という。）に変更することがある。その際には本心得は適用せず別に定める「競争入札の心得」に基づき入札を行うものとする。

2 入札参加者が第2条及び第3条に抵触したときなど、本市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

3 前項の規定により調査を行うときは、入札参加者は、調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

- 5 入札参加者数が公告等に定める数に満たないときは、当該入札を取りやめる。
- 6 第2項、第4項及び前項の規定により入札を取りやめた場合、設計図書等の購入費用は入札参加者の負担とする。

(開札)

第10条 開札は、開札予定日以降に行い、落札決定までの過程をシステムにより公表するものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに提出されなかった入札
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) システムにおいて入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常により開札時において文字、数字等が判読できない入札。
- (7) システム画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (9) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (10) 同一の入札について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (11) 同一の入札について、他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (12) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (13) 入札に際して必要書類の提出をしない者の入札
- (14) 提出された内訳書に記載された額と異なる価格で行った入札
- (15) システム以外の方法により行われた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- (17) 同日において実施された対象工事、測量及び建設コンサルタント等業務委託の区分毎の入札において先に落札した者(落札候補者となった者)のした入札。

(失格の入札)

第12条 予定価格を当該入札の執行以前に公表した場合において、当該予定価格を超えてした入札は、失格とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格に達しない入札は失格とする。

(落札候補者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第14条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、第7条に規定する入札参加資格の事後審査を行うものとする。

2 前項に規定する審査の結果、入札参加資格を有すると認められた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格がないと認められる場合は、当該落札候補者による入札は失格とし、次順位の落札候補者について入札参加資格の審査を行うものとする。この場合において、次順位の落札候補者も入札参加資格がないと認められるときも、同様とする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約書案の提出と同時に公告等において定める契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、本市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは当該履行保証保険に係る保険証券を、公共工事履行保証証券による保証を付したときは当該保証証券を、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社による保証を付したときは当該保証証券を、銀行等金融機関の保証を付したときは当該保証証券を契約担当課に提出しなければならない。

3 落札者は、前項の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

4 第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保は、次の各号に定めるものとし、価格は当該各号に定めるところによる。

(1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額

(2) 銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受ける銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

5 前項第1号に規定する国債又は地方債については、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 記名債権については、記名本人の売却承諾書及び白紙委任状を添付すること。

(2) 登録債券については、国債にあっては国債ニ関スル法律（明治39年法律第34条）、地方債のそれぞれの規定によって契約保証金に係る質権設定の登録を証する書類を添付すること。

6 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、当該契約の履行の確認をした後において、還付するものとする。

(契約書の提出)

第16条 契約書を作成する場合には、落札者は交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、契約担当課に提出しなければならない。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は算入しない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第18条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富田林市条例第4号）第2条の規定に該当する契約は議会の議決後本契約としての効力を得るものとする。

2 本市が、前項の本契約の効力を得るまでの間に仮契約の当事者に対し指名停止処置を行ったときは、当該仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を解除しても本市は一切の責めを負わないものとする。

附 則

この心得は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年8月1日から施行する。